

第4回検討委員会でいただいたご意見と対応

ご意見	対応
誓約書の挙証資料として労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写しを徴してはどうか。	ご意見を踏まえて、誓約書の挙証資料として徴する書類を「労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写し等、届け出たことがわかる書類」としました。 また、時間外又は休日労働に係る協定についても同様としました。
事業者に対し、作業場所への掲示を求めるポスターに記載する内容（労働相談窓口の案内等）を取組方針に明示できないか。	ご意見を踏まえて、取組方針（案）に作業場所への掲示を求めるポスターを記載いたしました。